

令和元年12月10日

公益社団法人都道府県柔道整復師会長 様

公益社団法人日本柔道整復師会
会 長 工 藤 鉄 男
保険部長 伊 藤 宣 人

療養の給付と柔道整復療養費の併給調整に係る啓発の
全国展開について（第2報）

平素は、当会保険部業務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、標記について、参考に記載した行政官及び保険者の長等に対して啓発文書を送付した旨をお知らせした際、後日、健康保険組合連合会都道府県連合会にも同様の対応をする旨を併せてお知らせしたところですが、本日付で次の保険者等に別添の啓発文書を送付しましたのでお知らせします。

①健康保険組合連合会都道府県連合会長	(47か所)
②厚生労働省保険局保険医療企画調査室長	(1か所)
計	48か所

(参考：11月25日送付済み)

①地方厚生(支)局社会保険審査官事務室長(統括)	(8か所)
② 〃 指導総括管理官	(〃)
③都道府県国民健康保険主管(部)課長	(47か所)
④ 〃 後期高齢者医療主管(部)課長	(〃)
⑤全国健康保険協会都道府県支部長	(〃)
⑥都道府県国民健康保険団体連合会長	(〃)
⑦ 〃 後期高齢者医療広域連合理事長	(〃)
⑧厚生労働省社会保険審査会委員長	(1か所)
計	252か所

療養の給付と柔道整復療養費の併給調整について（意見書）

1 問題の状況

近年、医療保険者において、患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けている場合における柔道整復療養費（以下「療養費」という。）の不支給処分が増加しており、被保険者の受給権の侵害やひいては患者の医療安全の問題が生じている。

しかし、このような不支給処分は、項番2～4のとおり、厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」（以下「留意事項」という。）における規定に照らすと誤りであり、同じく医療課長が定めた「はり・きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等」第5章2において、はり・きゅうの施術が、同一疾病に係る療養の給付との併用は認められないこととされている取扱いと混同した事務処理である。

また、項番5のとおり、生活保護の制度においても、医療機関で診療中の同じ疾病について給付の対象とならないのは、はり・きゅうの施術に限られており、柔道整復は除外されている。つまり、留意事項における併給調整の取扱いは、生活保護との制度間においても平仄が合っており、このことから患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けていることのみを理由に応急手当以外の療養費をすべて不支給処分とすることは誤りであるということが判る。

2 留意事項第1の5、6及び7の規定

留意事項第1では、主に療養費の支給対象に関する事項が規定されているが、まず第1の5では、療養費の支給対象となる負傷の要件が規定されている。すなわち、外傷性で、かつ負傷した組織の状態が慢性に至っていない骨折、脱臼、打撲、捻挫又は筋、腱の断裂のことであり、これらの負傷に係る柔道整復師の施術は、基本的に療養費の支給対象ということになる。

一方、留意事項第1の6及び7においては、療養費の支給対象とならない施術の種類が規定されている。また、その他の支給対象とならない施術に係る規定については、項番3及び4の記載のとおりであるが、いずれにしても、はり・きゅうの施術に係る取扱いのように、患者が同じ負傷について保険医療機関で治療を受けている場合、療養費が支給対象とならないとする規定ではない。

3 留意事項第1の4及び9の規定

留意事項第1の4では、「現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは施術を行ってはならないこと。」と規定されていることから、診療中の骨折又は脱臼については、担当医師の同意を得ることで、柔道整復師は施術を行うことができることになる。なお、「この場合における当該骨折又は脱臼に対する施術料は、医師が整復又は固定を行っている場合は整復料又は固定料は算定せず、初検料、後療料等により算定すること。」と併せて規定されている。

また、留意事項第1の9では、保険医療機関に入院中の患者の場合、後療の施術に限り、医師の依頼によるものであっても支給対象とされていない。

これらのことから、骨折又は脱臼の場合は、患者が診療中であっても入院中でなければ、担当医師の同意のもと柔道整復師が施術を行った場合、療養費における併給調整は最大でも整復料又は固定料の算定の禁止に止まり、少なくとも初検料及び後療料の算定が可能である。

また、このように取扱うことは、担当医師側も患者のその後の定期的な診察や検査等を躊躇なく行えることに繋がる。

4 留意事項第1の8の規定

留意事項第1の8では、「既に保険医療機関での受診…を受けた患者に対する施術」の場合が規定されているが、この「受診…を受けた患者」は、単に柔道整復師が行う施術の前に保険医療機関で患者の受診があったことをいうに止まり、診療の「中止」や「転医」措置があることまでをも要件としたものではない。ちなみに、平成9年3月時点の規定案の段階においては、「転医…してきた患者」であることが要件とされていたが、同年4月に示された現行の規定では修正された経緯がある。なお、留意事項第1の4と同様に「現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り、初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。」「整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。」と併せて規定されている。

また、保険医療機関に入院中の患者の後療は、医師の依頼によるものであっても、支給対象とされていないことは前記のとおりである。

これらのことから、患者が仮に保険医療機関で同じ負傷の診療中であっても入院中でなければ、療養費における併給調整は、最大でも整復料、固定料又は施療料の算定の禁止に止まり、少なくとも初検料及び後療料の算定が可能である。

なお、この規定では、負傷の種類を限っていないから、療養費の支給対象である骨折、脱臼、打撲、捻挫及び筋、腱の断裂すべてに適用されることになる。

また、骨折及び脱臼については、留意事項第1の4の規定と重複するが、前記の取扱いにおいて規定間の平仄は合うことになる。

5 生活保護の制度

「生活保護法による医療扶助運営要領」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知の別紙）の第三の7（3）アの規定は次のとおりである。

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復およびはり・きゅうとすること（はり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行なわれている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならないこと。）。

令和元年12月10日

公益社団法人日本柔道整復師会
一般社団法人全国柔道整復師連合会

(参 考)

F A Q

問1 健康保険法第87条第1項（以下「法」という。）の規定と厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」の規定とでは、法の規定の方が優先するのではないか。

答① 法には、療養費の支給の可否の決定権者は保険者であることが規定されているが、国は、保険者ごとにその取扱いにおいて差異が生じないように、取扱い指針としての支給基準等を通知等において定めている。

② よって、保険者は、当該通知等に従って療養費の支給の可否を判断しなければならない。

③ 一般的に、法律の下位規定として政省令や通知等があるが、法律の適用は、下位規定と相反しない場合にのみ可能であり、個別的な事例の判断の場合、通常、下位規定を優先して適用する。

問2 厚生労働省保険局医療課長が定めた「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」（以下「留意事項」という。）第1の8には、診療中であっても療養費が支給できる旨が明記されていないから、診療中の場合、療養費は支給できないのではないか。

答① 留意事項第1の5には、療養費の支給対象となる負傷の要件が規定されている。

② よって、当該要件を満たす負傷に係る柔道整復師の施術は、基本的に療養費の算定ができることになり、療養費を支給できないこととするためには、留意事項第1の6又は7のように、その旨を明記した規定が必要である。

③ そうすると、留意事項第1の8において、療養費の算定ができない旨を明記した箇所は、「現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること」だけであり、診療中の場合に療養費が算定できないとする旨は明記されていないことに加え、「整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること」と規定されているから、仮に診療中であろうとも基本的に初検料、後療料等の療養費は支給されなければならない。